

八位上矢作部。每世賜姓矢作部連。

〔三代實錄清和十六〕貞觀十六年十二月廿五日己卯山城國久世郡人造兵司史生從七位下子部。貞本、

主殿寮史生從八位下子部。氏雄等賜姓子部。宿禰其先天御中主尊之後也。

〔類聚名物考姓氏七〕訓未詳部。

史戶。ふひとべ

姓氏錄百世末九左攝津國諸蕃漢城人韓氏劉德之後也。

案に卷中に此例少し、次下に百五十二左未定雜姓の中にも朝戸あり、そのみなり、戸は部

と同訓にて通はし用るにや、令條延喜式等には、泉戸陵戸等の名見えたり、その類ひにや、又

は部の略草アに作れば、戸に誤れる歟も亦知るべからず。

姓帶族字

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字元年四月辛巳勅曰、略中高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、

悉聽許之、其戶籍記无姓及族字、於理不穩、宜爲改正。

〔氏族考上〕此族字は、今世に現存れる大寶の戶籍どもを考ふるに、物部連の戶籍には、其氏人を

物部連族某、また出雲臣の氏人をば、出雲臣族某と記す例なれば、新に歸化て、未だ姓氏なき蕃

人の戶籍には、某族と記さるゝは穩かならぬ故に、改めて姓を賜はむとの詔なり、上に除族字

と云は、戸主になりたる上より云るものなるべし。

〔大日本史氏族一〕按、古書間有記某氏族某者、意其疏屬未賜姓、附其本籍、故注族字歟、附以備考、

〔續日本紀元明六〕和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱、御名改因居地、賜之國造人姓、除人字、寺

人姓、本是物部族也。

〔續日本紀聖武九〕神龜二年十月庚申、天皇幸難波宮、幸末、詔近宮三郡司授位賜祿、各有差、國人少初